令和６年度第３回三鷹市国民健康保険運営協議会会議録要旨（案）

●開催日　令和７年１月９日（木）

●出席委員　高麗委員、村越委員、中柴委員、土田委員、浅見委員、

内原委員、渡邉委員、長田委員、鹿野委員、加藤委員、

紫野委員、瀧下委員、野本委員（13名　名簿順）

●市　　側　馬男木副市長、原島市民部長、金木市民部調整担当部長、

水口納税課長、黒崎保険課長、白戸健康推進課長、新井保険課長補佐、

佐藤国保加入係長、木村国保給付係長

●傍 聴 者　０名

１　開　会

２　議　事

　(1) 三鷹市国民健康保険高額療養資金及び出産資金貸付基金の見直しについて

　(2) 三鷹市国民健康保険税の改定について

＜資料説明＞

保険課長：資料「国民健康保険加入者と医療費等の推移、令和７年度国民健康保険税（料）率比較、三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし（追加分）」の説明

＜質疑応答＞

委　員：低所得者に対する軽減措置の対象が増えたこと、判定所得を引き上げるということは、大変良いことである。もともとの国保の負担がすごく重い状況だと思うが、例えば、今回の対象になるかたについて、５割軽減のかたは30万5,000円、２割軽減のかたは56万円という基準になるということですが、年齢とか世帯の状況によって違いが出てくると思われる。保険税がこれまでは幾らだったものが、これからは幾らになるかを教えていただきたい。

保険課長：第２回の資料の８～９ページに、モデル世帯における所得階層別の影響額があり、その表の所得階層の概要に７割軽減、５割軽減、２割軽減の各上限を記載させていただいている。こちらの上限が引き上がることに伴い、今まで軽減の対象でなかった世帯が２割軽減になり、２割軽減だった世帯が５割軽減になるなど、所得に応じて保険税の影響額が上がってくると試算している。

　　　　所得は去年の１月から12月までの収入に基づき試算するので、最近は最低賃金が上がるなど、皆様の所得状況も変わっているところがある。今回示させていただいているのは、去年の状況を踏まえてのモデルであるので、状況に応じて対象世帯数が変わってくることが想定されるが、今回の改定で、今まで軽減をぎりぎり受けられなかった世帯のかたに関して２割軽減の対象になるなど、被保険者の負担が多少減ることを見込んでいる。

委　員：もともと負担の重い国保では、１人当たりの保険税も上がり続けている状況と思われるが、直近でどうしても払えないかたや、滞納されているかたはどの位いるのか。

保険課長：最近はお米や野菜などの物価高により生活費が高騰し、相談を受けるケースが増えている。しかし、令和６年度の保険税は、令和５年中の所得に応じて課税をしてお支払いいただくことになる。去年と状況が変わっているかたもいるので、相談されるかたに沿った対応をさせていただいている。まずは相談者の生活再建などの部分も含めて丁寧な対応をしている。個別の数字は年度の途中であることから、確定していないところである。

委　員：どうしても国保は、他の保険に比べて所得の少ないかたや、高齢なかたや、無職のかたの加入が多いと思うので、所得の少ないかたには、このような軽減措置を行っていただく事は重要だと思う。しかし、全体をしては負担が重くなる答申となり、昨年度に続きさらに負担が重くなるということは、市民の理解を得られないのではないか。

保険課長：前回の資料の５ページ「国民健康保険加入者と医療費等の推移（２）」に、委員よりご指摘があった軽減世帯の表があり、令和５年度までの実績ではあるが、国保全体の賦課世帯に占める７割・５割・２割の軽減世帯の合計が半分近くとなっているのが現状である。そのため、今回、国から示された税制改正に伴い、軽減世帯の割合は増えてくるのではないかと想定している。ただ、軽減世帯が増えるなか、やはり法定外繰入れがまだ一定の金額があり、将来的にはこれを解消していくことが国等から求められている。あわせて、令和８年度には子ども・子育て支援金制度が開始されるので、国保だけではなく全保険者が負担する形になる。慣例どおりであれば令和８年度に国保税の改定を行うこととしていたが、国保税の改定と子ども・子育て支援金制度の新設を併せて行うと、急激な負担増になることが想定されるので、できるだけ徐々に負担増となるように、今回の諮問をさせていただいた。

　　　　委員のご質問にもあったが、物価が高騰している現状があり、市民の皆様に負担感があることは重々承知している。その点は、国のほうで非課税者への支援金などの対応をしており、これからも市民の生活支援を市だけではなく、国の支援を借りながら対応していきたい。

委　員：本当に物価高騰が厳しい状況になっている。お米以外にも野菜の高騰も続いている。自治体もすごく頑張っているが、自治体の努力だけでは国保の健全な運営は厳しい状況だと思う。やはり、国や東京都からの予算をもっと増やさないと制度自体が難しい状況になるのではと危惧している。是非、国や東京都に予算を要求していただきたい。

保険課長：前回の資料７ページの「令和７年度の国保事業費納付金及び区市町村標準保険料率（仮算定）」について、今後、本算定という形で東京都のほうから示されるが、現時点では左上の表にあるとおり、東京都全体の医療費を、国と都の公費で約半分、あと前期高齢者交付金という形で、他の健康保険の皆様からもご支援いただいており、その残りの額を市区町村で納付金として納めていくという仕組みとなっている。この国と都の公費を増やしていただくように、全国市長会や東京都市長会を通じて、市のほうからも要望している。

　　　　さらに、国保に入っていない市民の方からも、一般会計からの繰入金という形でご支援をいただいているということも勘案し、できるだけ国保加入者の皆様にも一定の負担をしていただきながら、法定外繰入れの解消に向けて、市として低所得者のかたへの配慮をしつつ対応する形で、今回は諮問させていただいた。

委　員：今回も近隣市との税率の比較表を付けているが、各市で税率を上げることについてのプロセスが違うと読み取った。本当にプロセスの違いがあれば、私はこの比較が税率を上げる理由にはならないと思う。国保という制度が構造的にちょっと傾き始めて、市のかたがたも一所懸命に頑張っていただいているが、市民のかたがたが悲鳴を上げているというのが現状である。先ほど、これからも国の支援などの対策を行うという話もあったが、もう一つ、間接的なのかもしれないが、三鷹市として罹患率を下げるために予防体操などをＳＵＢＡＲＵ総合スポーツセンターで実施していると聞いたが、もう少し詳しく教えていただきたい。

健康推進課長：健康推進課でも、あるいは他の部署でも、健康づくりということを重視して取り組んでいる。健康づくり、あるいは行動変容に繋がるような講座などを実施しており、このような取組みが医療費削減に結び付くことが大事であると認識している。

　　　　このような健康づくりとともに、ハイリスクの方については健康診断を実施し、その結果を医療に繋げることが市の役割と認識し、対象者へのアウトリーチやアプローチを現在実施している。このような取組みを総合的に行うことで、医療費の削減に貢献したい。効果についてデータを出すのは難しいが、今後はデータなども意識しながら取組みを進めたい。

委　員：このような取組みは、例えば広報紙などで、各コミュニティ・センターやＳＵＢＡＲＵ総合スポーツセンターで体操などのイベントをやっているということを周知されていると思うが、市のホームページなど、インターネットを通じた取組みなども行っているか。

健康推進課長：健康づくりなどについては、ホームページや広報紙により周知をはかっている。最近では三鷹市の公式ＬＩＮＥの運用も始まったので、今後、こうした媒体を活用しながら取り組んでいく。また、地道な活動となるが、地域の皆様と連携して取り組んでいるものもある。例えば、今年度は高血圧に関係した事業を実施しており、１回目は地域の医師を招き講座を開催し、それから運動に繋げるような２回セットのコースを行った。来年度は、腎臓病にフォーカスを当てた講座を予定している。引き続き、地域のニーズを踏まえ、地域の皆様と相談しながら取組みを進めていきたい。

委　員：今回申し上げたのは、税率が上がり、市民のかたが税金を支払うことについて考えると、どんどん苦しくなり疲弊してしまうことが、市にとっても、市民にとっても一番良くないことだと思う。このような取組みを、対象年齢の方々だけに広報するのではなく、若いかたがたの目にも見えるような形をとることで、若いかたがたも、今は保険税が高いけれども、三鷹市に住んでいたらこのようなサービスが受けられる、では、ちゃんと支払っていこうと、間接的ではあるが少しでも前向きな気持ちになれば、ぜひ取り組んでいくべきであり、その動きを強く望む。

委　員：今回、差し替えがあった国民健康保険加入者と医療費等の推移についてだが、前回は令和５年度までのところ、今回は令和７年度までとなり、１番目の表は国保加入者数と国保加入率のグラフで、令和５年度のところだけが極端に減っている原因は分かるのか。また、２番目の表の医療給付費と1人あたりの医療費についてだが、普通に考えると加入者数が減っていることが要因で、３番目の表の保険税と１人あたりの保険税は医療を受けるかたが変わらなければ、税額が上がるという相関関係が見られる。ただ、２番目の表の医療費の総額は令和５年度まで減少しているが、令和６年度から増加している理由を教えてほしい。

保険課長：１点目の表の令和５年度の国保加入者数の減は、令和４年の10月に被用者保険の適用拡大があり、従業員の少ない企業でも被用者保険、いわゆる会社の保険に移れる改正があり、令和６年度も実施した。特に令和４年度は人数の変動が大きく、国民健康保険を脱退し、会社の保険に加入する方が多かったため、減少した。あわせて、加入率は、分母である三鷹市の全体の人口が増加傾向であるため、加入率はどんどん減少している。

　　　　続いて、医療給付費については、加入者数は減少傾向であるが、高齢化や医療の高度化に伴い、１人あたりの医療給付費は増加傾向である。医療費の総額については、令和５年度までは若干減少しているが、同水準で推移している。令和６年度と令和７年度については、見込みの数値になっており、令和６年度はインフルエンザの流行などを見込み若干高めになっている。令和６年度決算という形で３月までの数値が確定すると、若干下がると想定している。令和７年度は過去の傾向を踏まえて試算しているため、若干多めの見込みで示させていただいている。

委　員：１点目は被用者保険への切替えがあったということで確認できた。別のところで、他の委員からもあったが、基本的にこのままの流れでいくと、加入者数は減っていく、でも医療を受ける人は多くなる。だから結局、財源は減るけれど支出は多くなるという、一番悪循環なパターンになるかなと。それを予防することが私はすごく大切だと思い、今、市のほうで取り組んでいただけていることは理解した。

　　　　昨今、コスパとか働き方改革など、すぐに結果を出さなければという風潮がある。一方で、時間をかけてでもやるということも大事であり、むしろ、健康などのことに関しては時間をかける必要があると思う。少なくとも、私は一市民として、そこは支持するし、応援しているので、継続していただきたい。

健康推進課長：健康づくりや疾病予防ということについては、地道な活動も含めて、しっかりと継続していきたい。

委　員：今回の国保税の改定理由について、前回の資料の３ページにあり、今回、新たに頂いた、令和７年度国民健康保険税率比較の資料では、改定なしの自治体が全部で９自治体ある。26市のうち９市ということで約３分の１が改定せず現状維持という方向性を出している。自治体により状況が違うので一概には言えないが、三鷹市としての改定理由について、東京都の平均をかなり上回る所得があるかたが多いということが、税率を上げるという判断の一番の理由かどうかを知りたい。それに関するが、子ども・子育て支援の負担も増え、東京都の交付金も減らされている中で、三鷹市では、どこのポイントを最終的に強く思って、今回の改定の提案をされたのかも教えてほしい。

保険課長：本市は今まで２年に一度改定を行っており、今回改定のない自治体については、基本的には前年度に改定を行うと翌年度は改定をしない自治体が多いためと認識している。本市と同様に国民健康保険運営協議会はどの自治体でも設置されており、税率改定する際は、同協議会に諮問案を提出して議論をしていただき、最終的に市議会にて審議をすることとなるため、毎年度改定する自治体は多くない。法定外繰入れを早めに解消する方針を掲げている自治体は改定を頻繁に行って、納付金を賄える税率にすることで、比較的一般会計からの持ち出しをしないようにしている自治体も何市かはある。各自治体と比較し、加入者の構成や所得は、三鷹市は高い傾向にあるため、納付金も他の自治体よりも多くなり、それを解消するために事務局として検討している。最終的な目標となると、「国民健康保険加入者と医療費等の推移」の４番目の表の法定外繰入金を、現時点では令和19年度にゼロにできるよう取り組んでいる。ただ、加入者の皆様の生活状況もあるので、加入者数の動向を注視し、国と東京都への財政支援等を求めながら、持続可能な制度にできるように取り組んでいる。

委　員：そうすると、改定なしの他の自治体も、基本的には、全般的に今までの過去の経緯で保険税を上げてきているという状況でよろしいか。

保険課長：市民の皆様の生活を守るため、できるだけご負担をかけないように考えているが、国保に限らず、介護保険や他の保険制度、税制度などの関係についても報道などされており、そのようなところも全体的に勘案しながら提案させていただくとともに、低所得者の生活支援等については、市だけでは解決できない部分もあるので、国や東京都からの支援金等も活用しながら対応することを想定している。

委　員：高額療養費及び出産資金貸付金について、700万円ある基金を廃止する場合、その予算はどうなるのか。

保険課長：この基金が設置された時点では、一般会計から国保特別会計に繰り入れる形で設置した。今回の廃止で700万円を国保特別会計に戻せればとも検討したが、最終的には一般会計から支出しているため、一般会計に戻すことを想定している。

　　　　なお、今回は制度自体は残すので、高額・出産資金について借りたいというかたに関しては、国保特別会計に新たに予算を設けて対応する。

委　員：一般会計に戻すということで、その700万円の予算で何かをするという感じではないということか。制度自体は残すので、貸し出しの資金については、国保特別会計から出すということでよいか。

保険課長：一般会計に戻した段階では、いわゆるお金に色はついていないので、特定の財源に充てるということはせず、市全体の予算の中で判断することを想定している。制度自体は残すので、貸付けに対応する予算は国保特別会計に新たに設ける。出産資金については、医療機関で出産育児一時金の直接支払制度を申請されていれば、出産育児一時金を差し引いた金額をお支払いいただくことになるので、貸付け実績は平成30年度以降はないが、希望されるかたがおりましたら対応させていただくことを想定している。

会長職務代理：ほかにあるか。

（「なし」との声あり）

高額療養資金及び出産資金貸付基金の見直しについては、概ね諮問内容について同意いただいたと受け止めた。

一方、保険税の改定については、反対意見も出ていることは事実であるが、大方の委員の方はやむを得ないだろうという考えであると受け止めた。ただし、ご意見にもあったとおり、委員の皆様も低所得者世帯へのさらなる負担軽減の必要性はお持ちだと考えている。本日の議論を踏まえて、低所得者世帯の負担軽減のために、均等割額の軽減制度の更なる拡充を国などに求めていくという意見を付した答申文案を、職務代理の私及び会長、事務局に一任いただき、次回の国保運協にて示させていただくということで良いか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、委員の皆様の意見等を含めて答申案を作成し、次回諮ったうえで、市長に答申する。

３　閉　会